

確定申告が始まります。

住宅ローン控除事前運付指導会

とき 2月4日(月)
 ところ 巻町公民館 ①午前9:30~11:30
 2階研修室 ②午後1:00~3:30
 ※申告書提出可能

年金・医療費控除申告説明会

とき 2月7日(水)
 ところ 巻町公民館 2階研修室
 【年金】①午前9:30~ ②午前11:00~
 【医療費】午後1:00~ ※申告書提出可

税理士会善支部平成13年分無料相談

とき 2月1日(金)~2月15日(金)
 ところ 巻税務署2階会議室
 午前9:00~午後3:30

税理士による運付申告無料相談

《受付時間：午前9時30分~午後4時》

所在地	税理士名	電話番号
《2月5日(火)》		
岩室村石 瀬	有坂富三郎	82-2454
巻 町1区	金子 武雄	72-5475
東6区	高橋 周衛	72-4521
東6区	野田 繁	72-4458
吉田町学校町	北村三代一	93-3419
学校町	北村 啓一	93-3419
栄 町	捧 欣一	92-2011
若生町	徳永八十一	92-7191
曙 町	本多 克	92-7060

《2月6日(水)》		
巻 町東6区	上原 秀男	72-8181
東6区	高瀬 博	72-8181
9区	内藤 安	76-2574
竹野町	本間 政彦	72-7458
吉田町東 町	井島 正夫	93-4368
神田町	久保 弘平	93-2553
上 町	佐野 栄偉	93-2755
若生町	波多野光則	93-2162

《2月7日(木)》		
巻 町1区	近藤 喜一	73-3117
1区	近藤ケイ子	73-3117
1区	本間 真	72-5336
鷺ノ木	八木原洋司	72-2192
吉田町浜首町	斎藤 稔	92-3735
法花堂	田中 操	92-6120
日の出町	平野 昭一	93-4837
大保町	山岸 鐵夫	93-3837

共同納税相談日程

村では、下記の日程により、『共同納税相談』を実施します。

ところ	とき	対象地区		
		午前	午後	
やすら木	2月18日(月)	間瀬1~4区	間瀬5~7区	
	19日(火)	金池・久保田		
	20日(水)	北野・油島	猿ヶ瀬・南谷内・白鳥	
	21日(木)	橋本	栄	
	22日(金)	夏井		
	25日(月)	西中	潟上・横曽根	
	26日(火)	岩室		
	27日(水)	新谷	西船越	
	28日(木)	高畑	西長島	
	3月1日(金)	樋曾		
	役 場 2階研修室	4日(月)	和納7・9区	和納12区・富岡
		5日(火)	石瀬	
		6日(水)	高橋	津雲田・原
		7日(木)	和納11区・和納三田	和納8・10区
		8日(金)	和納3・4区	
11日(月)		和納5区		
12日(火)		和納1・2区		
13日(水)		和納6区		
14日(木)	指定日に申告できなかった人			
15日(金)	指定日に申告できなかった人			

受付時間 午前8時30分~11時30分 午後1時~3時30分
 ※なお、指定以外の日に相談される人は、対象地区が優先されますのでご了承ください。

期間は
2月18日~3月15日まで

納税は国民の義務です!
 早めに申告を済ませましょう。

申告書は自分で書いてみましょう。

- 申告納税制度は「自力記載・自書申告」が本来の目的です。
- 申告書は、必ず記入の上相談会場に来るか、税務署に郵送してください。
- 記載にあたってわからないことがありましたら、巻税務署、役場税務課にご相談ください。

申告の受付について

巻 税 務 署 総 務 課 ☎72-2355

所得税・消費税について

巻税務署個人課税第一部門 ☎72-2357

村・県民税について

役 場 税 務 課 ☎82-5716

確定申告



確定申告をしなければならぬ人が申告しなかったり、誤った申告をすると、不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%（不正行為の場合40%または35%）の加算税が賦課され、更に、延滞税も納めなければならないこととなります。

どんな人が申告するの?
 所得税・村民税

- 営業、農業、その他の事業を営んでいる人。
- 不動産（地代や家賃など）や利子、配当などの所得がある人。
- 土地や建物などの資産の譲渡によって、平成13年末に年末調整をしなかった人。
- 2か所以上から給付を受けていたり、給与所得のほかにも所得のあった人。

申告の際 必要なものは

- 申告書用紙
- 税務署または村から郵送された申告書用紙
- 印 かん
- 所得税の「振替納税」を希望する場合は金融機関の届出印
- 源泉徴収票
- 給与所得者や公的年金受給者は源泉徴収票（原本）
- 白色申告者は収支内訳書
- 総収入や必要経費などが記載してある収支内訳書や、帳簿などの書類。

村民税だけの申告が必要な人

- 所得税の確定申告をすれば、村民税の申告は必要ありません。所得税の申告以外の人は、村民税の申告が必要で、他の所得が20万円以下の人は所得税の申告は必要ありませんが、村民税の申告が必要です。